

(別紙)

## 業務説明書（仕様書）

### 1 委託業務名

横浜市内保育所等の情報紹介サイト作成・運用業務委託

### 2 事業目的

横浜市内の保育所等（※1）において、保育人材の確保が困難な状況にある中、各園の情報や魅力を紹介するホームページの作成・運用を行い、保育士養成施設の学生や求職者に広く発信し、市内保育事業者（※2）における求人活動の支援を図る。

※1 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業若しくは横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を行う幼稚園をいう。

※2 横浜市内で保育所等を運営するものをいう。

### 3 業務内容

市内保育所等の園の情報を紹介するホームページ（以下、「情報サイト」という。）の作成・運営及び、情報サイトへの掲載に関する市内保育事業者の支援。

#### (1) 情報サイトの作成・運営

市内の保育所等各園の情報を掲載する情報サイトを作成するとともに、契約期間中その運営を行うこと。なお、すでに本事業内容に類するホームページを運用している場合は、当該ホームページを活用して、本事業を行うことも可とする。

#### (2) 情報サイトへの掲載園（約 1,300 園を想定）の募集・申込受付・掲載内容

##### ア 掲載園の募集

本事業の募集をチラシ、ホームページ等で行うこと。

##### イ 掲載園の申込受付

・市内保育事業者から、情報サイトへの掲載申込を随時受け付けるとともに、申込があった際は、横浜市に速やかに連絡すること。

・申込受付に当たっては、本市と協議のうえ、受付要件（※3）を定め、運用すること。

※3 受付時に確認を求める事項やその確認方法など、受付に必要な要件を指す。

##### ウ 掲載方法

情報サイトへの掲載内容は概ね次のとおりとし、契約後に、本市と協議のうえ確定し、運用すること。

- ・園名
- ・法人名
- ・所在地及び地図
- ・電話番号
- ・園もしくは運営法人のホームページの URL

- ・児童の定員数
- ・開所時間
- ・園の方針
- ・園の PR
- ・年間行事
- ・園の一日
- ・募集情報
- ・園の PR 動画

### (3) 動画の作成

希望する園については、動画を無償で作成し、情報サイト上で閲覧できるようにすること。また、作成した動画は各園を運営する法人または個人の所有とすること。

#### ア 動画の仕様について

- ・長さは概ね 1 分程度とし、園の PR ができ、魅力が伝わる内容とすること。
- ・動画の構成については、写真やテロップだけでなく、各園必ず 15 秒程度で保育士等が園の魅力直接伝える映像を入れること。

#### イ 作成について

- ・契約後、速やかに横浜市と動画の構成について協議のうえ、テンプレートとなるサンプル動画を作成し、合意を得ること。
- ・各園には、作成したサンプル動画を提示すること。
- ・各園に写真やインタビュー動画、テロップで挿入する言葉等の提供を求める際には、各園の支援を十分に行うこと。
- ・動画の完成後は、園に動画を提示して、確認を得ること。テロップの修正等、軽微な修正については、原則 2 回まで応じること。
- ・完成した動画は、遅滞なく情報サイトで閲覧できるようにするとともに、各園に交付すること。

#### ウ 動画の作成数

最低 60 園以上

#### エ その他留意事項

- ・すでに、動画を所有していて、当事業での動画の作成を希望しない園については、園所有の動画を情報サイトで閲覧できるようにすること。

### (5) 掲載する園の情報の更新について

すでに掲載した園が、掲載内容の変更を申し出た場合は、迅速に対応すること。

### (6) 市内保育事業者の支援

情報サイトの作成・運用にあたっては、市内保育事業者が、できるだけ負担の少ない方法で、各園の情報を掲載できるようにすること。また、情報サイトに関することで、市内保育事業者に不明な点がある場合は、迅速にサポートする体制を整えること。

### (7) 事業効果の把握

本事業の目的に沿い、事業の効果や進捗を測ることのできるデータを集計し、実績報告時に提出

すること。

#### 4 各園の情報掲載及び動画作成の履行期限について

##### (1) 情報サイトへの各園の情報掲載

ア 掲載申込受付から、概ね 10 日間で、最低限、次の各園の情報を掲載すること。

- ・ 園名
- ・ 所在地及び地図
- ・ 電話番号
- ・ 児童の定員数
- ・ 開所時間

イ 次の情報は、各園から掲載内容を収集した後、速やかに掲載すること。

- ・ 園の方針
- ・ 園の PR
- ・ 年間行事
- ・ 園の一日
- ・ 募集情報

##### (2) 動画の作成について

契約から概ね 4 か月以内に、希望する園の動画を作成し、情報サイト上で閲覧可能な状態にすること。

#### 5 事業計画書及び事業報告書等の提出(データ)

##### (1) 事業計画書

契約後速やかに提出すること。

##### (2) 事業進捗報告

契約月の翌月以降、進捗状況を 1 か月ごとに報告すること。

##### (3) 年度末事業実績報告

契約期間を通じた事業実績をまとめた報告書を契約期間内に提出すること

#### 6 委託業務の運営方針

(1) 事業の運営にあたっては、保育所等における求人活動の最新の動向を十分に踏まえながら、保育士養成施設の学生等や求職者に、情報サイトの内容が広く周知されるよう努めること。

(2) 情報サイトの運用にあたっては、各園の情報の登録・更新が円滑に行えるよう、保育事業者の支援を十分に行える体制を整えること。

(3) 本市が行う他の雇用促進事業と、相互の事業効果を高める配慮をすること。

#### 7 委託料の支払い

委託料は、契約期間満了後に提出された「業務完了報告書」を本市が検査した後に支払うものとし、契約期間中に情報サイトに登録した実績及び動画の作成実績に応じて支払うものとする。

## 8 業務進行上の注意

- (1) 当該業務は、横浜市契約規則および横浜市委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 契約締結後速やかに着手し、委託業務の進行については本市に随時報告すること。
- (3) 委託業務における資料・根拠等はすべて明確にしておくこと。
- (4) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ 作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (5) 委託業務にかかる次の著作権については、委託契約約款に優先して適用されるものとする。  
(委託契約約款第 5 条第 1 項関係)  
情報サイトの制作に必要なソースコード、画像データ及びスクリプト等の一切の制作物に関する著作権は受託者に帰属する。ただし、本市が提出したテキスト原稿、画像等に関する著作権は本市に帰属する。  
(委託契約約款第 5 条第 3 項関係)  
本市は情報サイトの改変(本市が提出した資料に基づく部分を除く)を行う場合には、受託者と協議の上、実施するものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、本市職員と協議して定めること。

## 9 特記事項の順守

業務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 10 事業実施期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで